

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（廃止 縮減）

No	1	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	農林中央金庫の合併等に係る課税の特例（共済事業を行う消費生活協同組合又は連合会が共済事業を分離した場合に伴う税制上の所要の措置）	
見直し内容（概要）	消費生活協同組合法第10条第3項の規定により、組合員1人あたりの受入共済金が政令で定める基準以上であったり、受入共済掛金総額が政令で定める基準以上の共済事業を行う消費生活協同組合や共済事業を行う連合会については、共済事業と他の事業との兼業が禁止されることとなった。従って、本規定に抵触することを避けるために共済事業を他の組合又は連合会に移転する場合の法人税においては、所要の措置を講じている。	
〔関係条文〕	〔 〕	
増収見込額	0（—）（単位：百万円）	
廃止又は縮減の理由	本措置は平成23年3月31日で適用期限を迎えるが、期限後に共済事業を分離する生協等がないため廃止する。	
	ページ	1—1